

◎新潟県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第15条第1項に基づく届出により、平成25年7月5日に次のとおり博物館の登録を抹消した。

平成25年7月5日

新潟県教育委員会教育長 高 井 盛 雄

設置者の名称及び住所	南魚沼市 新潟県南魚沼市六日町180番地1
施設の名称	南魚沼市トミオカホワイト美術館
施設の所在地	新潟県南魚沼市上薬師堂142番地1
登録番号	新潟県第23号
博物館の廃止年月日	平成25年3月31日